第７章　共益債権とその弁済方法
１　支払済共益債権
開始決定日から平成21年12月31日までに支払った共益債権は、別表18「共益債権支払実績・未払残高表」の「支払実績」欄記載のとおり、297億1612万4540円である。
２　未払共益債権
平成21年12月31日現在の未払共益債権は、別表18「共益債権支払実績・未払残高表」の「未払残高」欄記載のとおり、10億8701万3444円である。
３　共益債権の弁済方法等
前記２の未払共益債権及び平成22年１月１日から更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金その他をもって随時弁済する。
第８章　争いの落着しない権利に対する措置
管財人を当事者とする損害賠償請求事件（福岡地方裁判所平成21年（ワ）第5180号）及び譲受債権請求事件（東京地方裁判所平成21年（ワ）第27524号）が係属中であるが、鋭意解決に向けて最大限の努力を尽くしているところであり、当該訴訟について和解を必要とするときは、裁判所の許可を得て行うものとする。
第９章　弁済資金の調達方法等
１　弁済資金の調達方法
弁済資金は、認可決定時における手持資金、不動産等資産の処分代金、営業収益金、新株式に対する払込金及び滞留債権等の回収による取立回収金をもって充てる。
２　予想超過収益金の使途
更生会社の事業計画において想定している収益金よりも超過した収益金（以下、「予想超過収益金」という。）については、更生会社の運転資金に使用するものとし、更生債権者に対する弁済原資とはしない。
なお、予想超過収益金については、毎年度末で締めるものとし、当該予想超過収益金の累計額が10億円を超えた場合には、当該10億円を超過した予想超過収益金の部分を、各債権者への弁済金の繰上げ弁済（前倒し弁済）に充当する。
その充当方法については、裁判所の許可を得て、決定する。
第10章　株主の権利の変更
１　更生会社による株式の取得
更生会社は、以下のとおり、その発行する株式の全部を無償で取得する。
⑴　更生会社が取得する株式の数
２万株
⑵　更生会社が前号の株式を取得する日
後記第11章１の定めに従って発行される新株にかかる新株発行が効力を生じた日（以下、「新株発行効力発生日」という。）
２　発行済み株式の消却
更生会社は、新株発行効力発生日において、上記１⑴により取得した株式の全部を消却する。
３　資本金の額の減少
更生会社は、以下のとおり、資本金の額を減少させる。
⑴　減少する資本金の額　10億円
⑵　資本金の額の減少が効力を生ずる日
新株発行効力発生日
第11章　新株の発行等
１　新株の発行
更生会社は、次のとおり新株を発行する。
⑴　発行すべき新株の内容
ア　株式の種類　普通株式
イ　発行株式数　6000株
ウ　１株の発行価額　５万円
⑵　増加すべき資本の額
増加する資本の額は３億円とする。
⑶　新株の割当方法
新株の割当は、裁判所の許可を得て、管財人が行う。
⑷　払込期日
前記⑶の払込期日は、更生計画認可決定確定日から６ヶ月を経過した日の属する月の末日とする。但し、管財人は、新株の割当を受けた者の同意があるときは、裁判所の許可を得て、上記にかかわらず、払込期日を繰り上げ、若しくは繰り下げることができる。
⑸　その後の新株の発行
ア　管財人は、裁判所の許可を得て、第12章による変更後の定款第６条に定める「発行可能株式総数」に満つるまで、新株を発行することができる。
イ　管財人は、裁判所の許可を得て、発行する株式の総数についての変更後の定款６条をさらに変更した上、前記⑴の定めを超える新株を発行することができる。
ウ　新株の割当は、裁判所の許可を得て、管財人が行う。
２　配当の制限
更生手続中は、株主に対して配当を行わない。
第12章　定款の変更
更生会社の定款の一部を別表19「定款変更表」記載のとおり変更する。
第13章　役員の選任等
１　選任
更生会社の役員を下記のとおり選任する。
⑴　取締役
清水　　直（更生会社管財人、弁護士）
武内　秀明（更生会社管財人代理、弁護士）
角家　弘志（更生会社管財人代理、弁護士）
森　　康幸（更生会社取締役）
⑵　監査役
江木　　晋（弁護士）
森　　伸博（税理士）
２　代表取締役
次の取締役を代表取締役とする。
取締役　清水　　直
住所　東京都品川区大井四丁目22番18号
３　役員の任期
前記各役員の任期は、取締役については、更生計画認可決定の日から２年間又は同決定の日から２年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結に至るまでとし、監査役については更生計画認可決定の日から４年間又は同決定の日から４年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結に至るまでとする。
４　役員の補充又は増員
前項の任期内に、役員の補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任する。補充又は増員された役員の任期は、前項と同様とする。
以上

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第３３号
宮城県亘理郡山元町山寺字北坪路10番地284
再生債務者　遠藤　敦郎
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月20日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月６日から平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第３７号
仙台市青葉区米ヶ袋２丁目３番１―305号
再生債務者　松本　賢志
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月20日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月６日から平成22年５月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第２号
宮城県登米市迫町北方字台52番地37
再生債務者　佐藤　文英
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月20日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月11日から平成22年５月25日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（再イ）第７号
長野県松本市北深志２丁目１番20号
再生債務者　安達　賢一
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月20日まで
４　一般異議申述期間　平成22年５月６日から平成22年５月13日まで
長野地方裁判所松本支部